

栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」の着ぐるみ出演に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」の知名度を上げ、ひいては栗東市のPRになる活動を実施することにより、効果的に栗東市の魅力を発信することを目的として、栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の出演依頼に関し必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 着ぐるみは、基本デザイン(栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」デザイン等使用取扱要項第2条別図1)を基に製作されたものを本市が所有する。

2 着ぐるみに関する著作物（表情、姿勢、服装等を変更することにより創作されるキャラクターの本質的特徴を直接感得できる著作物すべてを含む。）のすべての著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条に掲げる権利を含む。）および使用权は本市に帰属する。

(出演基準)

第3条 着ぐるみの出演については、栗東市が実施する事業を優先とし、これ以外の出演依頼は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)栗東市が後援または協賛する事業

(2)公共団体等が主催する事業・催事で不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果が見込むことができる公共性の高いもの。

(3)その他、市長が特に必要と認める事業・催事

(出演の申請)

第4条 着ぐるみの出演を依頼するものは、着ぐるみ出演依頼申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、出演依頼の希望日より20日前までに市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じたときも同様とする。

(1)企画立案書などの着ぐるみが出演する事業・催事の内容がわかる書類

(2)その他市長が必要と認める書類

2 前条第1項第1号に規定する事業については栗東市役所内の担当課からの申し出により受付するものとする。

3 出演依頼の受付は出演6ヶ月前からとし、使用の3ヶ月前の時点で重複した場合、抽選とする。また、出演の3ヶ月前を過ぎて申し込みのない日に関しては、先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(出演の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ出演を承認するものとする（別記第2号様式）。ただし、出演依頼が重複した場合または市の事業と重複した場合などのやむを得ない事情がある場合

は、承認を行わないものとする。

- (1) 栗東市のイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 法令もしくは公序良俗に反し、または反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのある場合
- (4) 営利目的のみの活動に使用する場合
- (5) 着ぐるみを汚損し、または損傷するおそれがある場合
- (6) その他市長が着ぐるみの出演について、不相当と認める場合

(出演に係る料金)

第6条 出演に係る料金は無料とする。

(遵守事項)

第7条 第4条の承認をうけた出演依頼者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみ使用すること
- (2) 出演期間を遵守すること
- (3) 雨天時には野外で出演させないこと
- (4) 野外における出演中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ退避させること
- (5) 火気または水気に近づけないこと
- (6) その他、市長が付した条件に従うこと

(承認の取り消し)

第8条 市長は出演依頼者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該出演依頼者の以後の申請について、承認しないものとする。また、市長は使用者が承認取り消しの処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

2 市の事業等と使用日が重複した場合、市長は承認を取り消すことができる。

(原状回復)

第9条 出演依頼者の責により、着ぐるみを汚損し、または損傷した場合は、出演依頼者の負担でクリーニング、修理その他必要な処置を講じ、現状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出演依頼者は市長が着ぐるみの修補またはクリーニングを求めたときは、これに応じなければならない。

3 出演依頼者の責により、修理が困難な状態にまで損傷した場合、出演依頼者が実費弁償しなければならない。

(損害等の責任)

第10条 着ぐるみの出演により出演依頼者が被った被害、出演依頼者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの出演中に発生した事故等については、出演依頼者の責めに帰するものとし、栗東市は一切その責めを負わない。

(庶務)

第 11 条 着ぐるみに関する事務は広報課内において処理する。

(委任)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、着ぐるみの出演依頼に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。